



訴 状

令和 5 年 1 月 17 日

奈良地方裁判所 民事部 御中

原告訴訟代理人弁護士

南川 誠 弘



同 弁護士

石黒 良彦



〒636-8511 奈良県北葛城郡王寺町王寺2丁目1番23号

原 告

王 寺 町

上記代表者町長

平井 康之

〒630-8013 奈良市三条大路1丁目7番12号

佐藤公一法律事務所

原告訴訟代理人弁護士

南川 誠 弘

〒630-8215 奈良市東向中町6番地

(送達場所) 奈良県経済俱楽部会館3階308号室

おおみね法律事務所

原告訴訟代理人弁護士

石黒 良彦

電 話 0742-81-8500

F A X 0742-81-8523

〒639-0261 奈良県香芝市尼寺615番地

被 告

香芝・王寺環境施設組合

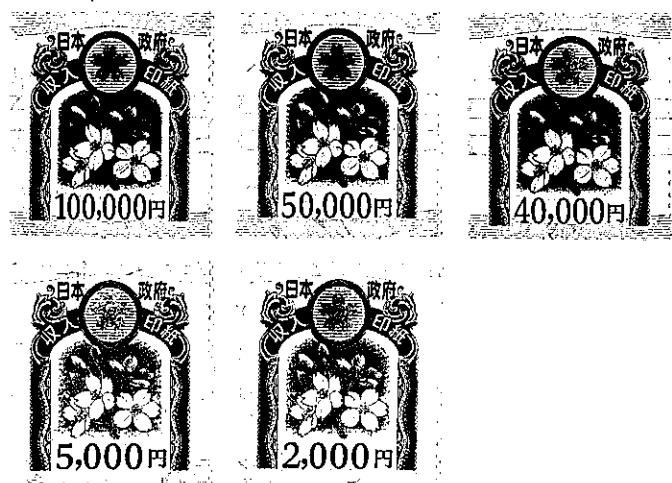
上記代表者組合管理者

福岡 憲宏

債務不存在確認請求事件

訴訟物の価額 金 5 8 , 4 2 3 , 2 3 7 円

貼用印紙額 金 1 9 7 , 0 0 0 円



請　求　の　趣　旨

- 1　原告・被告間において、別紙債権目録記載の債権に係る原告の被告に対する支払債務は存在しないことを確認する。
- 2　訴訟費用は被告の負担とする。
との判決を求める。

請　求　の　原　因

目次

第1	当事者について	7
第2	本件訴訟の背景事情について	7
第3	本件訴訟の法的性格について	8
第4	本件訴訟に至るまでの経緯について	
1	はじめに	8
2	本件条例の制定に至るまでの主な出来事について	
(1)	令和3年6月24日（発端となった香芝市議会選出の組合議員の発言）	9
(2)	令和3年8月19日（被告組合管理者らの当初の見解）	9
(3)	令和3年8月30日（香芝市議会における意見書採択）	9
(4)	令和3年10月27日（本件条例の制定）	10
3	本件条例施行後の紛糾と本件分担金の請求がなされるまでの	

主な出来事について

(1) 令和 3 年 1 1 月 5 日（本件条例の施行）	10
(2) 令和 3 年 1 1 月 2 2 日（原告町長による再議の要望）	10
(3) 令和 3 年 1 1 月 2 9 日（被告組合管理者（香芝市長）の付 再議拒否）	11
(4) 令和 3 年 1 2 月 2 1 日（自治紛争処理委員による調停の申 請）	11
(5) 令和 4 年 3 月 8 日（自治紛争処理委員による調停）	11
(6) 令和 4 年 5 月 2 0 日（「新協定書」案の内部協議）	11
(7) 令和 4 年 6 月 2 日（「新協定書」案の作成）	11
(8) 令和 4 年 6 月 2 0 日（「新協定書」案の決裁）	12
(9) 令和 4 年 6 月 2 2 日（香芝市内の自治会との「新協定書」 締結）	12
(10) 令和 4 年 6 月 2 3 日（組合議会の開議請求）	12
(11) 令和 4 年 6 月 2 9 日（組合議会における「新協定書」の 承認）	12
(12) 令和 4 年 1 0 月 1 7 日（本件条例の内容を実現するための 「覚書」案と「協議書」案、「補正予算」案の決裁）	13
(13) 令和 4 年 1 0 月 2 4 日（被告議会における補正予算の成 立）	14
(14) 令和 4 年 1 0 月 2 6 日（被告と香芝市との「覚書」「協 議書」の締結）	15
(15) 令和 4 年 1 0 月 2 8 日（分担金請求の決裁）	15
(16) 令和 4 年 1 1 月 2 日（「初回分担金」の請求）	16

(17) 令和4年11月14日（「本件分担金」の内容についての通知）	· · · · ·	16
(18) 令和4年12月15日（自治紛争処理委員による調停の打ち切り）	· · · · ·	17
第5 本件条例の無効事由について		
1 地方自治法第286条第1項と同法同条第2項への違反について		
(1) 地方自治法第286条第1項への違反について	· · · ·	17
(2) 地方自治法第286条第2項への違反について	· · · ·	20
2 地方財政法への違反について		
(1) 地方財政法第4条の5と同法第9条への違反について	· ·	22
第6 「覚書」の「別表」記載の各事業の事業主体と経費負担者		
1 「覚書」の「別表」記載の各事業の事業主体と経費負担者を明確にする意味について	· · · · · · · · · · · · · · ·	25
2 「覚書」の「別表」記載の各事業の内容から判断して		
(1) 地域交流センター整備事業（別表「1」）について	· · · ·	26
(2) 道路新設事業（尼寺地区）（別表「2」）について	· · · ·	26
(3) 市道1-22号線 道路拡幅事業（別表「3」）について	·	27
(4) 市道1-28号線 道路拡幅事業（別表「4」）について	·	27
(5) 都市計画道路畠分川線1工区 道路新設事業（別表「5」）について	· · · · ·	27
(6) スポーツ公園整備事業（別表「6」）について	· · · · ·	28
(7) 小括	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	29
3 本件の紛争発生以前の香芝市の認識から判断して		

(1) 香芝市の認識を示す発言について	31
(2) 平成27年第2回香芝市議会定例会（平成27年3月 19日）における答弁より	31
(3) 平成29年第1回香芝・王寺環境施設組合議会定例会 (平成29年2月21日)における各答弁より	32
(4) 令和3年第6回香芝・王寺環境施設組合議会新ごみ処理 施設建設調査特別委員会（令和3年8月19日）における 答弁より	33
(5) 小括	33
4 地元対策に係る経費のこれまでの負担者から判断して	
(1) 自治会と締結した協定書等の名義について	33
(2) 協力金等の支出者について	34
(3) 小括	35
5 まとめ	35
第7 本件請求には法的根拠が存在せず、原告には初回分担金や 本件分担金を支払うべき義務が存在しないことについて	
1 初回分担金と本件分担金の請求について	37
2 初回分担金と本件分担金には法的根拠が存在しないことにつ いて	37
第8 本件訴訟における確認の利益について	38
第9 結語	39

第1 当事者について

- 1 原告は、地方自治法第1条の3所定の普通地方公共団体であり、被告の構成団体である。
- 2 被告は、ごみ焼却施設の設置と、これに伴う財産の取得及び管理運営に関する事務を共同で行うこと目的に、香芝市と原告を構成団体として昭和51年9月に設立された特別地方公共団体（一部事務組合）である（甲1「被告HP「組合の紹介」」）。

第2 本件訴訟の背景事情について

- 1 被告は、昭和57年6月に、一般廃棄ごみ処理施設「美濃園」（香芝市尼寺615番地）を建設し、約40年にわたり操業を続けてきた。施設の老朽化により、現在、建替を進めており、その新施設の建設をめぐり、周辺の地元自治会から、様々な要望が寄せられることがある。
- 2 被告の組合管理者の任期は2年であり、以前は、慣例により、香芝市長と原告町長が交互に務めていたが、現在では香芝市長が継続して務めている。
- 3 被告の組合議会の構成は、議員は、香芝市と原告の各市町議会の議員から同数の4人ずつを選出し、計8人である。議長は、任期は2年で、慣例により、香芝市と原告の議員から交互に選出してきた。そのため、香芝市と原告との間に見解の相違が生じると、議長が議決に加わることができないことから（地方自治法第116条第2項）、当該年度に議長を選出している市町が不利になるが、これまでは両市町が相互に話し合いを重視し協力して運営してきた。

4 本件は、香芝市長が組合管理者を務め、原告議会選出の組合議員が議長を務めていた時期に、組合副管理者（原告町長）や原告議会選出の組合議員らの反対にもかかわらず制定された条例の効力と、その条例に基づき原告に請求された分担金の支払い義務をめぐる訴訟である。

5 なお、その条例には、被告と香芝市とが締結した覚書や協議書を介して、香芝市が過去に支出を行い決算も終えた、香芝市の公の施設である地域交流センター整備事業の経費や香芝市道の建設事業の経費に相当する額を、あらためて一部事務組合である被告の経費として、原告にも分担を求め、香芝市に支払う内容が含まれている。

第3 本件訴訟の法的性格について

1 本件訴訟の法的性格は、被告から令和4年度香芝・王寺環境施設組合分担金（令和4年10月26日締結 協議書分）の請求を受けた原告が、その請求の根拠である香芝・王寺環境施設組合事務処理に係る条例（令和3年香芝・王寺環境施設組合条例第1号）（甲2。以下「本件条例」という。）が、地方自治法や地方財政法に違反し無効であることや、被告と香芝市とが覚書や協議書で合意した事業が被告の「共同処理する事務」に該当しないことを理由に、上記分担金の支払義務を負わないことの確認を求める公法上の当事者訴訟である（行政事件訴訟法第4条）。

第4 本件訴訟に至るまでの経緯について

1 はじめに

(1) 本件条例の違法性を具体的に主張するに先立ち、本件訴訟に至るまでの経緯を説明しておくことが、本件条例の制定手続の違法性や、分担金と本件条例との関係を理解することに資すると思料するので、以下に主な出来事を列挙する。

2 本件条例の制定に至るまでの主な出来事について

(1) 令和 3 年 6 月 24 日（発端となった香芝市議会選出の組合議員の発言）

被告議会の新ごみ処理施設建設調査特別委員会で、香芝市議会選出の組合議員から、香芝市の地元対策経費を香芝市が全て負担するのは不公平であり、組合の分担金の負担割合の変更の協議を求める旨の発言があった（甲 3 「令和 3 年第 5 回香芝・王寺環境施設組合新ごみ処理施設建設調査特別委員会会議録（抜粋）」）。

(2) 令和 3 年 8 月 19 日（被告組合管理者らの当初の見解）

被告議会の新ごみ処理施設建設調査特別委員会で、香芝市議会選出の組合議員からの質問に対し、被告組合管理者（香芝市長）は、「それぞれの地元においての地元対策は、それぞれの自治体である程度やっていくものだというふうに私は認識しております。」と答弁した。組合副管理者（原告町長）も、地元対策については、それぞれの市町の事務としてそれぞれの議会の了解を得た予算に基づき執行されており、組合固有の事務ではないと認識している旨の答弁をした（甲 4 「令和 3 年第 6 回香芝・王寺環境施設組合新ごみ処理施設建設調査特別委員会会議録（抜粋）」）。

(3) 令和 3 年 8 月 30 日（香芝市議会における意見書採択）

香芝市議会の令和3年第5回定例会において「一般廃棄物処理施設の整備に伴う関係地域への対策事業に係る経費について適正な負担をするよう求める意見書」（甲5）が採択された。

(4) 令和3年10月27日（本件条例の制定）

被告議会の令和3年第3回定例会が開催されたが、原告町長や原告議会に事前の連絡も無しに、その日の朝になって突然、香芝市議会選出の組合議員から本件条例が追加議案として提出された（甲6「令和3年第3回定例会議事日程」、甲7「発議第3号香芝・王寺環境施設組合事務処理に係る条例を制定することについて」）。

香芝市議会選出の組合議員と王寺町議会選出の組合議員との意見の隔たりが大きく、十分な法令審査や質疑がなされないまま、王寺町議会選出の組合議員らが継続審議を求めたにもかかわらず、香芝市議会選出の組合議員の動議により、各市町議会選出の議員の議決数に応じた4対3の多数決で可決された。

3 本件条例施行後の紛糾と本件分担金の請求がなされるまでの主な出来事について

(1) 令和3年11月5日（本件条例の施行）

本件条例（甲2）が施行された。

(2) 令和3年11月22日（原告町長による再議の要望）

原告町長が、被告組合管理者（香芝市長）に対し、本件条例（甲2）は、地方自治法に違反していることを理由に、地方自治法第176条第4項の規定に基づき、本件条例を再議に付すよう書面

で要望した（甲8「「香芝・王寺環境施設組合事務処理に係る条例」に対する香芝市の見解等について」）。

- (3) 令和3年11月29日（被告組合管理者（香芝市長）の付再議拒否）

被告組合管理者（香芝市長）から、原告町長に対し、「付再議は組合管理者の専権事項である。」として、本件条例を再議に付することを拒否する旨の回答があった（甲9「「香芝・王寺環境施設組合事務処理に係る条例」に対する香芝市の見解について（回答）」）。

- (4) 令和3年12月21日（自治紛争処理委員による調停の申請）

原告は、このままでは、本件条例（甲2）を根拠として、香芝市の事業に対し、原告も経費の負担を求められる恐れがあると判断し、地方自治法第251条の2第1項の規定により、奈良県知事に、自治紛争処理委員による調停を申請した。

- (5) 令和4年3月8日（自治紛争処理委員による調停）

奈良県知事により自治紛争処理委員が任命され、調停に付された旨の公表があり、調停が開始された。

- (6) 令和4年5月20日（「新協定書」案の内部協議）

被告組合管理者（香芝市長）と組合副管理者（原告町長）が、ごみ焼却施設の周辺の香芝市の自治会との「新協定書」案について協議した。「新協定書」案には、環境保全等を目的とすることだけを記載し、自治紛争処理委員の調停事項になっている香芝市の事業については、記載しないことで合意した。

- (7) 令和4年6月2日（「新協定書」案の作成）

上記(6)の合意に反し、「新協定書」案には、自治紛争処理委員の調停事項になっている香芝市の事業や、それにとどまらず、香芝市スポーツ公園整備事業についてまで記載されていた。

そのことを知った組合副管理者（原告町長）は、被告組合管理者（香芝市長）に対し、電話で抗議し、それら記載の削除を強く求めたが、被告組合管理者（香芝市長）は応じなかった。

(8) 令和4年6月20日（「新協定書」案の決裁）

組合副管理者（原告町長）は、香芝市内の自治会と「新協定書」を締結することについて決裁を求められたが、反対意見を表明し、その起案書の決裁欄に「否」と記載した。

(9) 令和4年6月22日（香芝市内の自治会との「新協定書」締結）

被告組合管理者（香芝市長）や香芝市市民環境部長らが出席し、被告と香芝市内の自治会との「新協定書」締結調印式が行われた（甲10 「焼却場の操業運営に関する協定書（尼寺自治会）」、甲11 「焼却場の操業運営に関する協定書（平野自治会）」、甲12 「焼却場の操業運営に関する協定書（白鳳台自治会）」、甲13 「焼却場の操業運営に関する協定書（下寺自治会）」）。

(10) 令和4年6月23日（組合議会の開議請求）

開議請求は、その日の会議に限られているにもかかわらず（地方自治法第114第1項）、香芝市議会選出の組合議員4人から、6月29日を指定した開議請求がなされた。

(11) 令和4年6月29日（組合議会における「新協定書」の承認）

ア 組合副管理者（原告町長）と王寺町議会選出の組合議員の全員が、この日の議会を欠席した。その理由は、被告の議会では、

本件条例を強行採決した令和3年10月27日以降、充分な法令審査や質疑、合意形成がなされないまま、香芝市議会選出の組合議員が数の力で何事も決めようとしており、一部事務組合の議会として構成団体に対する公正な議会運営が行われていないと判断したためであった。

イ 香芝市議会選出の組合議員4人のみで開議、進行がなされ、香芝市議会選出の組合議員から、動議による追加発議として、上記(9)の6月22日に被告と香芝市の自治会とが締結した「新協定書」（甲10～甲13）に関し、それら各自治会を、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の4の「周辺地域」と位置づけたうえで、改めてその「新協定書」（甲10～甲13）を被告の協定書として承認することを求める「決議第2号 香芝・王寺環境施設組合における焼却場操業運営に関する協定書を承認する決議（案）」（甲14）が提出され、可決された。

(12) 令和4年10月17日（本件条例の内容を実現するための「覚書」案と「協議書」案、「補正予算」案の決裁）

ア 香芝市議会選出の組合議員4人から、その日の会議についてではなく、10月24日を指定した開議請求があった。

イ また、この日、組合副管理者（原告町長）は、被告組合と香芝市との間で「覚書」と「協議書」を締結することや、その「覚書」の案や「協議書」の案、被告の令和4年度香芝・王寺環境施設組合一般会計補正予算（第2号）の案について、決裁を求められた。

組合副管理者（原告町長）は、「覚書」の案や「協議書」の

案、それらを反映させた補正予算案は、いずれも、香芝市の事業を被告の事業と位置づけて、原告にも費用負担を求める内容のものであり、地方自治法や地方財政法などに反し違法であるとの理由で、反対意見を表明し、それぞれの起案書の決裁欄に「否」と記載した。

(13) 令和4年10月24日（被告議会における補正予算の成立）

ア 組合副管理者（原告町長）と王寺町議会選出の組合議員の全員が、従前と同様の理由で欠席するなか、香芝市議会選出の組合議員4人のみで開議、進行がなされ、香芝市議会選出の組合議員の動議により「平井康之副管理者の臨時会欠席届における欠席理由が正当でないことについて」が採決、可決された。

イ また、その日、令和4年度香芝・王寺環境施設組合一般会計補正予算（第2号）（甲15「令和4年度 香芝・王寺環境施設組合一般会計補正予算書（第2号）」）も可決された。

当該補正予算では、歳入に、香芝市が市事業として既に過去に整備を終え、同市における決算も終えていた「地域交流センター（平成29年完成）整備事業」と「道路新設事業（香芝市尼寺）」に対して、原告の分担金（292万2000円）が計上されていた（甲15の2ページ「歳入」「1. 分担金及び負担金」を参照。）。また、当該補正予算の歳出には、これら分担金と同額が、被告から香芝市に対し、償還金として支払われるべきものとして計上されていた（甲15の3ページ「歳出」「3. 施設費」を参照）。

ウ それだけではなく、当該補正予算では、被告が香芝市に対し、

5550万3000円を、令和5年度から19年間かけて、償還金として支払う旨の債務負担行為も設定されていた（甲15の4ページ「債務負担行為」「地元対策関連事業に関する償還金」を参照。）。

エ さらに、香芝市区域の公共下水道の整備は、下水道法によれば、原則的には香芝市の事務（下水道法第3条第1項）であり、また、香芝・王寺環境施設組合規約に照らしても被告の事務には該当しないのに、その香芝市区域の公共下水道整備事業（美濃園に接続する公共下水道）に対して、被告が香芝市に、6550万円を約40年間にわたり償還金として支払う旨の債務負担行為も設定されていた（甲15の4ページ「債務負担行為」「公共下水道事業に関する償還金」を参照。）。

(14) 令和4年10月26日（被告と香芝市との「覚書」「協議書」の締結）

香芝市（指定代理人 香芝市副市長）と被告組合管理者（香芝市長）は、組合副管理者（原告町長）の強い反対にもかかわらず、本件条例や上記の補正予算の内容を実現するため、香芝市が実施する都市計画道路整備事業（事業費約13億円）やスポーツ公園整備事業（事業費約96億円）等の事業を、被告の事業としても位置づける「覚書」（甲16）や、その経費を原告にも分担させる「協議書」（甲17）を締結した。

(15) 令和4年10月28日（分担金請求の決裁）

組合副管理者（原告町長）は、この日、被告と香芝市との「協議書」（甲17）に基づき、原告に対し分担金を求める請求書に

決裁を求められた。

組合副管理者（原告町長）は、「協議書」（甲17）やそれに基づく分担金は、香芝市の事業を被告の事業と位置づけて、原告に費用負担を求めるものであり、地方自治法や地方財政法に反し違法であるとの理由で、反対意見を表明し、起案書の決裁欄に「否」と記載した。

(16) 令和4年11月2日（「初回分担金」の請求）

被告から、原告に対して、令和5年1月20日を支払期限として、292万1178円の組合分担金（以下「初回分担金」という。）の支払いを求める請求書が到達した（甲18「香芝・王寺環境施設組合分担金の請求について」）。

同日、原告町長は、被告組合管理者（香芝市長）に対して、「内容及び手続が違法・無効であるため支払い義務はない」と記載した回答文書を発出した（甲19「令和4年11月2日付け回答文書」）。

(17) 令和4年11月14日（「本件分担金」の内容についての通知）

被告から、原告に対して、香芝市と被告との「覚書」（甲16）及び「協議書」（甲17）に基づき原告が負担すべき分担金の額について、11月2日に請求した292万1178円（甲18）は、初回請求分にすぎず、原告が負担すべき分担金の額は5842万3237円（以下「本件分担金」という。）である旨を通知する文書が送付された（甲20「分担額について」）。

それに対して原告町長は、再度、被告組合管理者（香芝市長）に対し、上記(16)と同様の回答文書を発出した（甲21「令和4年

11月14日付け回答文書」)。

(18) 令和4年12月15日（自治紛争処理委員による調停の打ち切り）

原告は、自治紛争処理委員の求めに応じて、記録の提出及び原告町長らによる口頭陳述を行った。しかし、香芝市が2度の記録の提出の求めに応じず、出頭及び陳述の求めに応じなかつたことから、調停による解決の見込みがないとして打ち切りとなつた。

第5 本件条例の無効事由について

1 地方自治法第286条第1項と同法同条第2項への違反について

(1) 地方自治法第286条第1項への違反について

ア 本件条例（甲2）の第2条（共同処理する事務の範囲）は、香芝・王寺環境施設組合規約（甲22。以下「本件規約」という。）第3条（共同処理する事務）が定める事務の範囲を拡大し、実質的に変更する内容のものである。

(ア) 地方自治法第287条は、「一部事務組合の規約には、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。」と規定し、その第1項第3号に「一部事務組合の共同処理する事務」を掲げている。

(イ) その地方自治法の規定を受けて、被告は、本件規約（甲22）第3条（共同処理する事務）において、「組合は、ごみ焼却施設の設置並びにこれに伴う財産の取得及び管理運営に関する事務を共同で処理する。」という規定を設け、ごみ焼却施設の用地取得や設計、建設、稼働後の管理運営

に関する事務を、地方自治法第287条第1項第3号の「一部事務組合の共同処理する事務」として定めてきた。

(ウ) ところが、本件条例（甲2）第2条（共同処理する事務の範囲）は、条例であるにもかかわらず、この本件規約（甲22）第3条（共同処理する事務）について、「規約第3条に規定する事務は、次の各号のいずれかに該当する場合を含むものとする。」として、「(1)ごみ焼却施設の廃止に伴う当該施設の解体 (2)ごみ焼却施設の改修 (3)ごみ焼却施設の設置に伴い周辺地域に対して実施するコミュニティ施設、周辺道路等及び関連事業等の整備」を定めた。

しかし、上記(3)は、本来は本件規約（甲22）の「共同処理する事務」には該当しないから、それを「共同処理する事務」として位置づける本件条例（甲2）第2条第3号は、本件規約（甲22）第3条の「共同処理する事務」の範囲を、規約変更の手続によらずに、条例制定という手法により拡大し、その内容を実質的に変更するものである。

(イ) そして、このように、一部事務組合の規約で定めなければならない事項を、規約変更の手続によることなく、一部事務組合の条例をもって実質的に変更することは、以下で述べるように、地方自治法に反し違法である。

イ 地方自治法第286条第1項（組織、事務及び規約の変更）は、「一部事務組合は、これを組織する地方公共団体（以下の節において「構成団体」という。）の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しよ

うとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあっては総務大臣、その他のものにあっては都道府県知事の許可を受けなければならない。」と規定する。

ウ そして、同条にいう「協議」とは、関係地方公共団体のいずれかが協議案を提示し、その協議案について、関係地方公共団体が各々の議会の議決を得たうえで、それに基づき、それぞれの長が代表として協議するものであると解されている。

エ つまり、地方自治法は、一部事務組合の「共同処理する事務」の変更が、各構成団体に大きな影響を及ぼすことに鑑み、事前に、変更を求める構成団体から、他の構成団体に協議案を提示させ、それを受け各構成団体がその議会で審議し、議決を行い、それら各構成団体における結果を踏まえて、各首長が協議をするという、慎重な事前手続を経たうえで、組合管理者が組合議会に、それら経緯を反映させた「共同処理する事務」の規約変更の議案を提出し、変更の議決を得なければならないという、極めて厳格な手続を定めているのである（甲23「新版逐条地方自治法（第9次改訂版）（学陽書房）（抜粋）」）。

オ そのうえで、地方自治法は、たとえその規約変更の議案が、一部事務組合の組合議会で可決されたとしても、そうして変更された規約の内容が、法に反するものであったり、特定の構成団体を不公平に扱うものであったりしないよう、その効力を都道府県知事の許可にかかるることにしている。

カ ところが、本件では、条例制定という法が許容せぬ形式によ

り、規約事項である「共同処理する事務」の内容が実質的に変更された。

しかも、本件条例（甲2）の制定経緯は、原告に対する事前の連絡無しに、その日の朝に、香芝市議会選出の組合議員から追加議案として提出され（甲6、甲7）、継続審議を求める原告議会選出の組合議員の意見を無視し、香芝市議会選出の組合議員の動議で、各市町の議会から選出された議員ごとに割れた4対3の多数決により、たった1日の審議だけで可決するという、地方自治法の規約変更の厳格な手続を潜脱するものであった。もちろん、奈良県知事の許可も得てはいない。

キ 地方自治法第286条第1項は強行規定である。従って、上述したように、地方自治法第286条第1項を潜脱することになる本件条例（甲2）は、その制定手続において地方自治法に抵触する無効な条例である。

(2) 地方自治法第286条第2項への違反について

ア 本件条例の第3条（経費の負担区分）は、本件規約第11条（組合の経費の支弁）の内容を追加し、変更するものである。

(ア) 地方自治法第287条は、「一部事務組合の規約には、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。」と規定し、その第1項第7号に「一部事務組合の経費の支弁の方法」を掲げている。

(イ) その地方自治法の規定を受けて、被告は、本件規約第11条（組合の経費の支弁）において、「組合の経費は、組合市町の分担金及びその他の収入をもってこれにあてる。」

という規定を設け、「一部事務組合の経費の支弁の方法」としては、構成団体である香芝市と原告のそれぞれが、被告に対し分担金を支払う方法だけを定めていた。

(ウ) ところが、本件条例（甲2）第3条第2項は、それ以外にも、ごみ焼却施設が立地する組合市町（香芝市）が本件条例（甲2）第2条第3号の事業を実施することで同条同号の経費を負担し、他の市町（原告）がその一部を当該市町（香芝市）に補助するという方法も、「一部事務組合の経費の支弁方法」として認めたものである（本件条例（甲2）の第3条第2項の「前条第3号の事務に要する経費については、ごみ焼却施設が立地する組合市町が負担し、他の組合市町がその一部を当該市町に補助するものとする。」との規定を参照。）。

(イ) このように、一部事務組合の規約で定めなければならぬのは、必ずしも「一部事務組合の経費の支弁の方法」を、規約変更の手続によることなく、一部事務組合の条例をもって実質的に変更することは、以下で述べるように、地方自治法に反し違法である。

イ 地方自治法第286条第2項（組織、事務及び規約の変更）は、「一部事務組合は、第287条第1項第1号、第4号又は第7号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、構成団体の協議によりこれを定め、前項本文の例により、直ちに総務大臣又は都道府県知事に届出をしなければならない。」と規定する。

そのため、「一部事務組合の経費の支弁の方法」（第7号）等の規約事項の変更にあたっては、構成団体の協議を経てこれを定め、知事に届出をしなければならない。

ウ その趣旨は、前記「第5」「1」「(1)」「工」「才」と同様である。ただ、「共同処理する事務」を変更する場合に比べ、構成団体に与える影響がそこまでは大きくはないことから、その効力を知事の許可にかかるさせることまではせず、知事への届出で足りるとしたにすぎない。

エ ところが、本件では、上記「ア」で指摘したように、条例制定という法が許容せぬ形式により、規約事項である「一部事務組合の経費の支弁の方法」の内容が追加され、変更された。

しかも、その制定経緯は前記「第5」「1」「(1)」「カ」のとおりであり、地方自治法が規約変更について定める厳格な手続を潜脱するものであった。もちろん、奈良県知事に対する届出もなされてはいない。

オ 地方自治法第286条第2項は強行規定である。従って、地方自治法第286条第2項を潜脱することになる本件条例は、その制定手続において地方自治法に抵触する無効な条例である。

2 地方財政法への違反について

(1) 地方財政法第4条の5と同法第9条への違反について

ア 本件条例（甲2）第2条第3号の「ごみ焼却施設の設置に伴い周辺地域に対して実施するコミュニティ施設、周辺道路等及

び関連事業等の整備」に関し、被告と香芝市は、「覚書」（甲16）の「別表」記載の各事業が、それに該当する旨の合意をした。しかし、それら各事業は、本訴状「第6」で後述するように、いずれも、香芝市が事業主体として実施しなければならない事業である。

また、それら各事業は、本件規約（甲22）第3条の「共同処理する事務」には含まれておらず、被告が組合事業として実施することが出来ないはずの事業でもある。

イ しかし、本件条例（甲2）第3条第2項が、「前条第3号の事務に要する経費については、ごみ焼却施設が立地する組合市町が負担し、他の組合市町がその一部を当該市町に補助するものとする。」と規定し、その「前条第3号の事務」に関し、被告が、香芝市との「覚書」（甲16）で、「2(1)甲（被告）は、乙（香芝市）が行い、行う予定の別表の各関連事業をいずれも香芝・王寺環境施設組合事務処理に係る条例（令和3年香芝・王寺環境施設組合条例第1号）第2条第3号の甲自らが行うべき事務の事業と認め、乙が当該各関連事業に負担又は支出した別表償還金額欄記載の費用を乙に償還する。」と合意してしまったことから、仮に、本件条例が有効であり、「覚書」（甲16）の「別表」記載の香芝市の各事業が本件条例（甲2）第2条第3号の事務に含まれるとすれば、原告は、被告の構成団体として、他の普通地方公共団体である香芝市の事業への補助を強制されることになってしまう。

ウ この点、地方財政法第9条は、「地方公共団体の事務を行う

ために要する経費については、当該地方公共団体が全額これを負担する」と規定し、地方財政法第4条の5は、「・・・地方公共団体は他の地方公共団体又は住民に対し、直接であると間接であるとを問わず、寄附金（これに相当する物品等を含む。）を割り当てて強制的に徴収（これに相当する行為を含む。）するようなことをしてはならない。」と規定する。

エ 本件条例は、前記「第5」「1」「(1)」「力」に記載したように、構成団体間における事前の協議もなければ、原告議会の承認も無しに、香芝市議会選出の組合議員が追加議案として提案し（甲7）、同日、原告議会選出の議員らの継続審議を求める声を無視して、香芝市議会選出の組合議員の動議により、各市町議会から選出された議員の議決権の数に応じた4対3の多数決で可決されたものである。

オ 上記「ア」「イ」のような本件条例（甲2）の内容や上記「エ」のような本件条例（甲2）の制定経緯に照らせば、本件条例（甲2）は、香芝市が実施すべき事業の経費を、本件条例（甲2）を介して一部事務組合の分担金の体裁をとることで、原告から強制的に徴収するものであり、地方財政法第9条や地方財政法第4条の5に抵触する内容のものである。

そして、地方財政法は、本件当事者ら地方公共団体の行為を規律する法律であり、そのうち、他の地方公共団体に対する寄附金の割り当てや強制的な徴収の禁止を定める地方財政法第4条の5は強行規定であると解されているから、それに抵触する内容の本件条例（甲2）は無効である。

第6 「覚書」の「別表」記載の各事業の事業主体と経費負担者

1 「覚書」の「別表」記載の各事業の事業主体と経費負担者を明確にする意味について

- (1) 上述した、本件条例（甲2）が、本件規約（甲22）の「共同処理する事務」の内容を、地方自治法の規約変更の手続に拠らず、条例制定の形式をとることで実質的に変更するものであり、地方自治法第286条第1項違反で無効であるとの主張（「第5」「1」「(1)」）や、本件条例（甲2）と「覚書」（甲16）が、組合の分担金の体裁をとることで、香芝市の事業の経費について、原告に寄附金を割り当て、強制的に徴収するものであり、地方財政法第4条の5違反で無効であるとの主張（「第5」「2」）は、いずれも、本件条例（甲2）第2条第3号の「周辺地域に対して実施するコミュニティ施設、周辺道路等及び関連事業等の整備」や「覚書」（甲16）の「別表」記載の各事業が、本件規約（甲22）の「共同処理する事務」には含まれておらず、本来は香芝市の事業であり、その経費も香芝市の事業予算で負担すべきものであるということを、前提にしている。
- (2) そこで、ここで、「覚書」（甲16）の「別表」記載の「1」乃至「6」の各事業について、そのるべき事業主体とるべき経費負担者を、それら各事業の内容や、本件の紛争発生以前の香芝市の認識、地元対策に係る経費のこれまでの負担者という3つの観点から明らかにしておく。

2 「覚書」の「別表」記載の各事業の内容から判断して

- (1) 地域交流センター整備事業（「覚書」（甲16）の別表「1」記載の事業）について（甲24「香芝市HP「香芝市地域交流センターについて」」）

ア 地域交流センターは、香芝市の条例で位置づけられた、同市の公の施設であり（地方自治法第244条第1項）、同市の行政財産である。

同市における地域住民の相互交流を促進し、活力に満ちた地域社会の実現に寄与するためのコミュニティ施設であり、同市における防災施設としての活用も想定されている（甲24）。

イ 従って、地方自治法により、同市が整備、管理すべき施設であり、その利用にあたっても、平等取扱いが要請され、ごみ焼却場の周辺に居住する者の利用を優先することは許されない（地方自治法第244条第2項、第3項）。

ウ しかも、この施設は、既に平成29年に完成しており、その事業費についても、香芝市の事業として監査を受け、決算も終えている。

そして、現状は、同市民のコーラスやフォークダンス等の活動に利用されている。

- (2) 道路新設事業（尼寺地区）（「覚書」（甲16）の別表「2」記載の事業）について

ア 香芝市道である香芝市尼寺地区の道路の新設事業である。道路管理者は、香芝市長である。そして、道路法第16条は、「市町村道の管理は、その路線の存する市町村が行う」と規定

しており、その費用負担についても、道路法第49条が「道路の管理に関する費用は、この法律及び公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法並びに他の法律に特別の規定がある場合を除くほか、当該道路の道路管理者の負担とする」と規定している。

イ しかも、本件条例（甲2）制定時には、既に工事が完成し、その事業費についても、香芝市の事業として監査を受け、決算も終えている。

(3) 市道1－22号線 道路拡幅事業（「覚書」（甲16）の別表「3」記載の事業）について

ア 香芝市道であり香芝市長が道路管理者である。やはり、道路法第16条と道路法第49条により香芝市が費用負担者になる。

(4) 市道1－28号線 道路拡幅事業（「覚書」（甲16）の別表「4」記載の事業）について

ア 香芝市道であり香芝市長が道路管理者である。やはり、道路法第16条と道路法第49条により香芝市が費用負担者になる。

(5) 都市計画道路畠分川線1工区 道路新設事業（「覚書」（甲16）の別表「5」記載の事業）について（甲25「香芝市まち・ひと・しごと創生 総合戦略 平成27年度～令和2年度 令和2年3月改訂版（抜粋）」）

ア 香芝市の都市計画にのっとって計画された街路事業都市計画道路である。

同市の総合戦略（平成27年度～令和2年度）の「施策11

公共施設などの維持・向上」における「主要幹線道路整備事業」の一つとして位置付けられている（甲25）。

イ 社会資本整備計画に基づいて香芝市の事業として計画が進められ、香芝市は国の社会資本整備総合交付金を活用し、50%～55%の国庫補助を受けている。

ウ 香芝市白鳳台地区の通過交通の分散化を図ることや、香芝市スポーツ公園へのアクセス機能の向上を図ることにより、災害に対して独立化する恐れがある香芝市白鳳台地区の避難経路として整備される予定である（甲25、甲29）。

エ 事業は進行中であるが、支出済みの事業費については、香芝市の事業として監査を受け、決算も終えている。

(6) スポーツ公園整備事業（「覚書」（甲16）の別表「6」記載の事業）について（甲25「香芝市まち・ひと・しごと創生 総合戦略 平成27年度～令和2年度 令和2年3月改訂版（抜粋）」、甲26「香芝市HP「香芝市スポーツ公園事業」」、甲27「第5次香芝市総合計画 前期基本計画 令和3年度～令和6年度（抜粋）」）

ア スポーツ公園は、同市で整備予定の公の施設であり（地方自治法第244条第1項）、同市の行政財産である。

同市の総合戦略（平成27年度～令和2年度）では、「施策11 公共施設などの維持・向上」の中で「スポーツ公園事業」として位置付けられ（甲25）、同市の第5次香芝市総合計画前期基本計画（令和3年度～令和6年度）でも、「施策の主な取り組み」における「①公園整備の推進」の「実施する主な事

業」の一つに挙げられている（甲27の3枚目「実施する主な事業」）。

市民の誰もが縁に恵まれた環境の中で市民相互や家族との交流を深める場として、安全で安心して自由に遊び、いきいきと輝き健康で暮らせるために、あらゆるスポーツが楽しめる屋外レクリエーションの動的な公園空間として、また、四季の彩りを映す自然とのふれあいの場や防災拠点として整備するものであり、香芝市地域防災計画の広域避難地にも指定される予定である（甲26）。

イ 従って、地方自治法により、同市が整備、管理すべき施設であり、その利用にあたっても、平等取扱いが要請され、ごみ焼却場の周辺に居住する者の利用を優先することは許されない（地方自治法244条第2項、第3項）。

ウ また、第5次香芝市総合計画前期基本計画（令和3年度～令和6年度）における「施策26 生活基盤・地域拠点の整備・機能の充実」の「現状と課題」に、「香芝市スポーツ公園については、市の財政に過度の負担を与えることのないよう、部分開業など、市民の理解を得た上で事業を進めていくことが必要です。」と記載されていることからも、同市が自らの財源で施行する自主事業と位置付けていたことは明らかである。

(7) 小括

ア 以上のように、まず、「覚書」（甲16）の「別表」記載の事業の中には、道路法のように、道路管理者としての管理義務や、路線の存する地方公共団体の費用負担義務を定めているものが

ある。それらについては、香芝市が市道の建設費用として既に支出済みの経費を、法律の範囲内でしか制定が許されない条例や、法治主義のもと法律に反する内容の行政契約の締結が許されない「覚書」（甲16）により、遡って、一部事務組合の「共同処理する事務」として位置づけ直し、一部事務組合の今後の予算から償還金として交付するようなことは、道路法に反し違法である。

イ また、香芝市が、都市計画に位置づけて、国庫補助を申請し、既に給付を受けた事業については、それを遡って一部事務組合の「共同処理する事務」に位置づけ直すようなことをすれば、補助金適正化法や地方交付税との関係では正報告や返還が必要になる。しかし、そもそも受給から数年を経て、かのような申請を行った事業について、当該自治体が、意図的に、事業主体を条例や覚書で位置づけ直すような例はなく、そもそもかような処理が可能なのか、どのようにすれば諸制度との整合性を図れるのか疑義がある。

ウ それに、地方自治法は、予算の執行に関し監査や決算に係る定めを置き、地方公共団体に厳格な財政規律を課している。

しかし、本件条例（甲2）と「覚書」（甲16）は、既に香芝市が同市の事業として予算を編成、執行し、その監査、決算まで終えている過年度事業まで、遡及的に、異なる特別地方公共団体である被告の「共同処理する事務」であったとして、被告が当該事業費を償還しようとするものである。

そのような処理が、地方自治法の会計規範との整合性を欠き

違法であることは明らかであるが、そもそも、かような処理をしてしまえば、香芝市は、過去の予算執行や決算、監査、補助金や交付金の申請など様々な財務会計行為について、これまで誤りを犯し、他の特別地方公共団体の事業に対して多額の経費を自主事業として支出してしまっていたことになるし、過去に議会や住民に対して行った予算や事業の説明との整合性がとれなくなるだけではなく、それらが財務会計行為そのものに関わるだけに、複数の住民監査請求や住民訴訟の対象となるなど、收拾困難な事態を惹起する恐れがある。

エ 以上のような諸事情に鑑みて「覚書」（甲16）の「別表」記載の各事業の内容を検討すれば、それらが、本来的に被告の事業であったとの被告の主張は、現行法や現行制度との乖離が大きく、認められるべきではない。やはり、従前の扱いのとおり、いずれも香芝市の事業であると位置づけられるべきである。

3 本件の紛争発生以前の香芝市の認識から判断して

(1) 香芝市の認識を示す発言について

令和3年10月27日に本件条例（甲2）が制定される以前は、以下で列挙する各発言が示すように、香芝市長や同市の担当部長も、たとえごみ処理施設の周辺自治会の要望を反映して実施する事業といえど、それを実施する各市町の事業であり、本件規約（甲22）の「共同処理する事務」には該当しないとの認識を示していた。

(2) 平成27年第2回香芝市議会定例会（平成27年3月19日）

における答弁より（甲28「平成27年第2回香芝市議会定例会
会議録（抜粋）」）

香芝市都市創造部長「昭和57年、基本協定でございますけども、それに関する地元対策費につきましては、従前におきましては香芝市は香芝市で負担を行い、王寺町は王寺町で負担を行ってきたという状況でございまして、仮に王寺町で美濃園に関する代替施設、地元還元施設をつくられた場合、香芝市は負担できるのかということもございますんで、その辺のところは従前のままであるというふうに解釈いたします。」

(3) 平成29年第1回香芝・王寺環境施設組合議会定例会（平成29年2月21日）における各答弁より（甲29「平成29年第1回香芝・王寺環境施設組合議会定例会会議録（抜粋）」）

ア 被告組合管理者（香芝市長）「今、計画しております道路の件だと思いますけれども、これにつきましては香芝市の都市計画に乗っ取って計画しているもので、まったくそういったことに当てはまらないと申し上げます。これについては、担当部長の方から詳細を説明したいと思います。」

イ 香芝市都市創造部長「街路事業 都市計画道路 畑・分川線につきましては、社会資本総合整備計画に基づいて道路事業で計画を進めているところでございまして、国庫補助率55パーセントで進めております。事業目的といったしましては、香芝市地域防災計画で広域避難所に位置付けられている香芝市スポーツ公園へのアクセス機能の向上を図ることが期待でき、また香芝市白鳳台地区の通過交通の分散化が図られることから、当地

区の安全対策として機能できるものとして、災害に対して独立化する恐れのある当地区の避難経路として位置付けもございます。そういう事で整備するものでございまして、その結果その後においてパッカー車が通るということになります。以上です。」

- (4) 令和3年第6回香芝・王寺環境施設組合議会新ごみ処理施設建設調査特別委員会（令和3年8月19日）における答弁より（甲4「令和3年第6回香芝・王寺環境施設組合新ごみ処理施設建設調査特別委員会会議録（抜粋）」）

被告組合管理者（香芝市長）「それぞれの地元においての地元対策というのは、それぞれの自治体である程度やっていくものだというふうに私は認識しております。」

- (5) 小括

以上のような香芝市長や同市の担当部長の発言に照らしても、令和3年10月27日に香芝市議会選出の組合議員の追加議案提出（甲7）を契機に本件条例（甲2）が制定される以前は、香芝市も、「覚書」（甲16）の「別表」記載の事業など、それぞれの市町のごみ処理施設の周辺の自治会からの要望を反映して実施する事業を、一部事務組合である被告の「共同処理する事務」であるとは考えておらず、あくまで香芝市が事業主体として実施する事業であると認識していたことは明らかである。

4 地元対策に係る経費のこれまでの負担者から判断して

- (1) 各自治会と締結した協定書等の名義について

ア 原告が町内の自治会と締結した確約書の名義について

原告は、昭和55年度から昭和56年度にかけて、地元対策として、7つの自治会や水利組合と確約書を締結し、合計5443万円の協力金を支払った。

それら確約書の名義は、いずれも王寺町長の肩書であった（甲30「確約書（阪奈自治会）」、甲31「確約書（かつらぎ自治会）」、甲32「確約書（緑ヶ丘第1自治会）」、甲33「確約書（緑ヶ丘第2自治会）」、甲34「確約書（山上自治会）」、甲35「確約書（小黒自治会）」、甲36「確約書（送迎自治会）」、甲37「確約書（畠田水利組合）」）。

イ 香芝市が市内の自治会と締結した覚書等の名義について

香芝市は、地元対策として、昭和57年に3つの自治会と覚書を締結して各300万円の協力金を、平成6年にも3つの自治会と覚書を締結して各500万円の協力金を、それぞれ支払った。また、平成11年にも4つの自治会と覚書を締結し交通安全対策金として各125万円を、平成14年にも4つの自治会と覚書を締結して各350万円の助成金を、それぞれ支払った。

その際に各自治会と交わした協定書や覚書、同意書等の名義は、いずれも香芝市長（昭和57年は香芝町長）の肩書であった。

(2) 協力金等の支出者について

ア 原告の町内の自治会等に対する協力金等について

原告が全額を負担した。

イ 香芝市の市内の自治会に対する協力金等について
平成6年と平成14年については、香芝市と原告との合意により、香芝市だけではなく、原告も、協力金の一部を支払った。
昭和57年と平成11年については、香芝市が全額を負担した。

(3) 小括

ア 香芝市長と原告町長は、各々の地元の自治会と協定書等を締結してきたが、その際に、被告組合管理者や被告組合副管理者という肩書きを用いたことは一度も無く、全て、香芝市長や王寺町長という肩書きを用いてきた（甲30～甲37）。

イ また、協力金等の原資についてみても、これまで、原告町内の自治会に対する支出については、原告が全額を負担してきた。香芝市内の自治会に対する支出についても、双方の合意があつた年を除けば、香芝市が全額を負担してきた。これまで、一部事務組合の予算から支払った事実は無く、両市町の間で、一定の負担割合を決めて支払ってきた事実も無い。

ウ 以上のような諸事実に照らせば、地元対策に係る経費のこれまでの負担者は、被告ではなく、香芝市と原告であり、合意があつた場合にのみ、その時の合意内容に応じて、一方が他方を支援していたものと判断できる。

5 まとめ

(1) 上記「2」乃至「4」で詳述したように、「覚書」（甲16）の「別表」記載の「1」乃至「6」の各事業は、それら各事業の内

容（甲24～甲27）や、本件の紛争発生以前の香芝市の認識（甲4、甲28、甲29）、地元対策に係る経費のこれまでの負担者（甲30～甲37）という観点から判断する限り、香芝市が事業主体として実施すべき事業であり、その経費負担者も香芝市であるべき事は明らかである。

- (2) 従って、香芝市が事業主体として経費を負担すべき「覚書」（甲16）の「別表」記載の各事業は、被告が設立時に本件規約（甲22）で定めた「共同処理する事務」には含まれていないことになる。
- (3) にもかかわらず、本件条例（甲2）第2条第3号の「周辺地域に対して実施するコミュニティ施設、周辺道路等及び関連事業等の整備」を新たに定めることで、それを本件規約（甲22）第3条の「共同処理する事務」とした本件条例（甲2）は、本件規約（甲22）の「共同処理する事務」の内容を、地方自治法の規約変更の手続に拠らず、条例制定の形式をとることで実質的に変更するものであるから、やはり、その制定手続は、地方自治法第286条第1項違反である（「第5」「1」「(1)」）。
- (4) また、本件条例（甲2）は、組合の分担金の体裁をとることで、それら香芝市の事業の経費について、原告に寄附金を割り当てて、強制的に徴収するものであるから、やはり、その内容は地方財政法第4条の5違反である（「第5」「2」）。

第7 本件請求には法的根拠が存在せず、原告には初回分担金や本件分担金を支払うべき義務が存在しないことについて

1 初回分担金と本件分担金の請求について

- (1) 被告は、香芝市との「覚書」（甲16）により、その「別表」記載の「1」乃至「6」の事業を、本件条例（甲2）第2条第3号の被告の「共同処理する事務」に位置づけた。
- (2) そして、香芝市との「協議書」（甲17）により、それら「覚書」（甲16）の「別表」記載の「1」と「2」という、香芝市において既に事業費の支出を終えた完成した事業について、その経費を香芝市に償還することと、その原資とするため、原告に対し、「覚書」（甲16）の「別表」記載の「1」の事業に関しては3381万1560円の分担を、「覚書」の「別表」記載の「2」の事業に関しては2461万1677円の分担を、それぞれ請求することとした。
- (3) そして、それらを合計した本件分担金5842万3237円を、20回の分割により納付するものとし、そのうち、初回分担金として、令和5年1月20日を納付期限として、令和4年11月1日付けて292万1178円を請求してきた（甲18）。

2 初回分担金と本件分担金には法的根拠が存在しないことについて

- (1) 被告の原告に対する初回分担金（甲18）の請求は、既述のように、本件条例（甲2）が有効であることや、「覚書」（甲16）の「別表」記載の「1」の事業と「2」の事業が、もともと香芝市の事業ではなく、本件規約（甲22）第3条の「共同処理する事務」に該当するものであることが法的根拠になっている。
- (2) しかし、本件条例（甲2）が、地方自治法第286条第1項や

同法同条第2項、地方財政法第4条の5及び第9条に反し、無効であることは既述のとおりである。

- (3) また、「覚書」(甲16)の「別表」記載の「1」の事業や「2」の事業が、いずれも香芝市の事業であり、本件規約(甲22)第3条の「共同処理する事務」に本来的に該当するものではないことも、既述のとおりである。
- (4) 従って、被告が原告に対し、現在、支払を請求している初回分担金(甲18)の請求には、法的根拠が存在しない。
- (5) また、被告が予算に債務負担行為を設定のうえ(甲15)、原告に対し、請求金額が確定していることや、初回分担金(甲18)の請求を含め20回に分けて請求する意向を、正式に通知している本件分担金(甲20)の請求も、同様に、本件条例(甲2)の有効性や、「覚書」(甲16)の「別表」記載の「1」の事業や「2」の事業が本件規約(甲22)第3条の「共同処理する事務」に含まれることを前提にするものであるから、やはり、その請求には法的根拠が存在しない。

第8 本件訴訟における確認の利益について

- 1 しかし、本件では、上述したように、法的根拠が存在しないにもかかわらず、既に初回分担金(甲18)については、令和5年1月20日を納付期限とする請求書が送付されてきている。
- 2 また、本件分担金(甲20)についても、既に被告の予算において債務負担行為が設定されており(甲15)、被告が発出した公文書をもって、20回に分割してではあるが、今後、その全額を請求

する意向が通知されてきている。

3 従って、これらを放置すれば、原告は分担金を強制的に徴収されることになるから、初回分担金（甲18）についてはもちろん、本件分担金（甲20）についても既に紛争は成熟しており、原告には、現在請求を受けている初回分担金（甲18）を含む本件分担金（甲20）の全てについて、それらを支払うべき債務がないことの確認を求める利益がある。

第9 結語

よって、原告は、原告・被告間において、別紙債権目録記載の債権に係る原告の被告に対する支払債務は存在しないことの確認を求めるものである。

以上

証 拠 方 法

甲第1号証	被告HP「組合の紹介」
甲第2号証	香芝・王寺環境施設組合事務処理に係る条例 (令和3年香芝・王寺環境施設組合条例第1号)
甲第3号証	令和3年第5回香芝・王寺環境施設組合新ご み処理施設建設調査特別委員会会議録(抜粋)
甲第4号証	令和3年第6回香芝・王寺環境施設組合新ご み処理施設建設調査特別委員会会議録(抜粋)

甲第 5 号証	一般廃棄物処理施設の整備に伴う関係地域への対策事業に係る経費について適正な負担をするよう求める意見書
甲第 6 号証	令和 3 年第 3 回定例会議事日程
甲第 7 号証	発議第 3 号 香芝・王寺環境施設組合事務処理に係る条例を制定することについて
甲第 8 号証	「香芝・王寺環境施設組合事務処理に係る条例」に対する香芝市の見解等について
甲第 9 号証	「香芝・王寺環境施設組合事務処理に係る条例」に対する香芝市の見解について（回答）
甲第 10 号証	焼却場の操業運営に関する協定書（尼寺自治会）
甲第 11 号証	焼却場の操業運営に関する協定書（平野自治会）
甲第 12 号証	焼却場の操業運営に関する協定書（白鳳台自治会）
甲第 13 号証	焼却場の操業運営に関する協定書（下寺自治会）
甲第 14 号証	決議第 2 号 香芝・王寺環境施設組合における焼却場操業運営に関する協定書を承認する決議（案）
甲第 15 号証	令和 4 年度 香芝・王寺環境施設組合一般会計補正予算書（第 2 号）
甲第 16 号証	覚書
甲第 17 号証	協議書
甲第 18 号証	香芝・王寺環境施設組合分担金の請求について
甲第 19 号証	令和 4 年 1 月 2 日付け回答文書
甲第 20 号証	分担額について

甲第 21 号証	令和 4 年 1 月 14 日付け回答文書
甲第 22 号証	香芝・王寺環境施設組合規約
甲第 23 号証	新版 逐条地方自治法（第 9 次改訂版）（学陽書房） (抜粋)
甲第 24 号証	香芝市 H P 「香芝市地域交流センターについて」
甲第 25 号証	香芝市まち・ひと・しごと創生 総合戦略 平成 27 年度～令和 2 年度 令和 2 年 3 月 改訂版（抜粋）
甲第 26 号証	香芝市 H P 「香芝市スポーツ公園事業」
甲第 27 号証	第 5 次香芝市総合計画 前期基本計画 令和 3 年度～令和 6 年度（抜粋）
甲第 28 号証	平成 27 年第 2 回香芝市議会定例会会議 録（抜粋）
甲第 29 号証	平成 29 年第 1 回香芝・王寺環境施設組合議 会定例会会議録（抜粋）
甲第 30 号証	確約書（阪奈自治会）
甲第 31 号証	確約書（かつらぎ自治会）
甲第 32 号証	確約書（緑ヶ丘第 1 自治会）
甲第 33 号証	確約書（緑ヶ丘第 2 自治会）
甲第 34 号証	確約書（山上自治会）
甲第 35 号証	確約書（小黒自治会）
甲第 36 号証	確約書（送迎自治会）
甲第 37 号証	確約書（畠田水利組合）